厚生労働科学研究費補助金

分担研究報告書

インドネシアの送出機関における
労働安全衛生教育に関するヒアリング調査報告

研究分担者　井上里鶴　麗澤大学・国際学部・准教授
研究代表者　吉川直孝（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員

研究要旨

本分担研究は、インドネシアの送出機関における労働安全衛生教育や日本語教育の実態を把握し、今後求められる労働安全衛生教育の在り方について検討する。

実態を把握するため、ヒアリング調査票を作成し、インドネシアの 3 つの送出機関にてヒアリング調査を実施した。加えて、各機関の実習生に対し、労働安全衛生教育の基礎的な内容を扱う講習を試行的に実施し、受講生のコメントシートや送出機関関係者からのフィードバックをもとに、今後求められる労働安全衛生教育について考察した。

ヒアリング調査の結果、日本語教育については、各機関ともに体系的なカリキュラムが整備され、『いろどり 生活の日本語』等を活用した実践的なコミュニケーション能力の育成が重視されていることが明らかとなった。「日本語で何ができるか」という観点に基づき、日本での生活や就労に直結する能力の習得が図られている。一方、労働安全衛生教育については、各機関で実施方法や内容に差が見られ、体系性や継続性、日本の現場との接続という点で課題が残されている。各機関において独自の工夫を行っているものの、統合的・標準化された教育には至っていない。また、試行的に実施した講習からは、基礎的な安全知識であっても受講生にとって新たな学びとなり、安全意識の向上や行動変容につながる可能性が示された。教材についても高い評価が得られた一方、言語面や活用方法に関する課題が指摘され、効果的な運用支援の必要性が明らかとなった。

本分担研究の結果から、今後のインドネシア送出機関における労働安全衛生教育には、①労働安全衛生の基礎的な知識を体系的に学べる標準的な教育内容の整備、②日本の現場に即した実践的要素の強化、③やさしい日本語や多言語対応による理解促進、④教師向けの研修や教材活用支援の充実、⑤短時間で継続的に学べる教材・仕組みの開発、が求められる。

1　研究目的

本分担研究では、インドネシア送出機関における労働安全衛生教育や日本語教育の実態を把握し、収集した好事例をもとに今後インドネシア送出機関に必要な安全衛生教育について検討することを目的としている。

2. 研究方法

インドネシア送出機関における労働安全衛生教育や日本語教育の実態が把握できるようなヒアリング調査票を作成し、同調査票をもとに現地インドネシアの送出機関にてヒアリング調査を実施した。加えて、各機関の実習生に対し、労働安全衛生教育の基礎的な内容を扱う講習を実施した。

2－1　ヒアリング調査票の作成

ヒアリング調査票は、合計 23 問の設問から成り、「一般的な質問事項」8 問、「日本語教育についての質問」7 問、「職場の安全や健康に関する教育（労働安全衛生教育）についての質問」8 問の調査票を作成した。なお、全ての質問項目はヒアリング対象機関で同様の内容であり、同じ質問項目に対する各機関の回答が得られるようにした。

ヒアリング調査票の全体は巻末資料 1 で示し、ここでは、各質問事項に含まれる設問を示す。

「一般的な質問事項」全 8 問は以下の通りである。対象機関の基本的な情報や機関の方針を明らかにしようとするものである。

【設問 1】労働者が日本で働くための様々な在留資格がありますが、貴機関はどのような在留資格の取得を目指していますか（複数回答可）

【設問 2】貴機関において、最も多い送り出し国はどこですか。

【設問 3】送り出し国から報告される労働災害の事故の型の上位 3 つについて教えてください。

【設問 4】設問 3 で回答いただいた内容は，在留資格や職種、あるいは国によって違いがありますか。

【設問 5】貴機関の安全衛生確保についての基本的な考え方を教えてください。例えば、外部機関にてある程度の労働安全衛生教育（※2）を受講する必要があると考えていますか。もしくは、貴機関において専門家による労働安全衛生教育を実施すべきと考えていますか。

【設問 6】ピクトグラム安全表示（安全標識）を教えていますか。

【設問 7】実習生とコミュニケーションをとる上で使用している言語は何ですか。

【設問 8】労働安全衛生教育，日本語教育以外で，身につけて欲しい知識等がありますか。

「日本語教育についての質問」全 7 問は以下の通りである。

【設問 1】教育プログラムの内容：日本語教育のカリキュラムはどのように構成していますか。具体的な教育内容と目標レベルを教えてください。

【設問 2】教育期間と時間：日本語教育はどのくらいの期間、週にどれくらいの時間をかけて実施していますか。

【設問 3】教育手法：どのような教育手法を採用していますか。（例: クラスルーム学習、オンライン学習、対話式学習など）

【設問 4】教育の評価方法：学習の進捗と成果をどのように測定していますか。具体的な評価方法を教えてください。

【設問 5】教師の資格と経験：日本語教育を担当する教師の資格や経験はどのようなものですか。

【設問 6】言語の実用性：実際の職場で使われる日本語にどの程度対応していますか。また、専門用語の教育は行っていますか。

【設問 7】教育に対する受講者の反応：受講者は日本語教育にどのように反応していますか。日本語教師から、受講者のモチベーションや困難について報告はありますか。

「職場の安全や健康に関する教育（労働安全衛生教育）についての質問」全 8 問を示す。

【設問 1】実際の職場の作業（職場の技術・スキル、資機材の使用方法等）と関連付けてでも結構ですので、職場の安全や健康に関する教育を実施していますか。

【設問 2】教育プログラムの内容：労働者が日本での就労前に受ける労働安全衛生教育の具体的なカリキュラムは何ですか。どのようなトピックがカバーされていますか。

【設問 3】教育の頻度と時間：教育はどの程度の頻度で、どれくらいの時間をかけて実施していますか。

【設問 4】教育方法：使用されている教育手法（例: クラスルーム式、オンライン、実地訓練など）とその効果について教えてください。

【設問 5】言語とコミュニケーション：教育はどの言語で提供されますか。言語の壁を乗り越えるための特別な措置がありますか。

【設問 6】評価とフィードバック：教育の効果をどのように評価していますか？受講者からのフィードバックはどのように収集していますか。

【設問 7】教育担当者の資格「労働安全衛生教育を担当する講師の資格や経験について教えてください。

【設問 8】法的要件とコンプライアンス：日本の法律や規制に基づいて特に強調されている安全衛生の項目はありますか。

3. 研究結果

視察およびヒアリング調査を実施した送出機関は全 3 機関である。以下、送出機関 A、送出機関 B、送出機関 C について、設問の順に回答を整理する。

3－1　送出機関 A

送出機関 A での視察、ヒアリング調査、労働安全衛生に関する講習は、2025 年 9 月 1 日（10：00－15：30）に実施した。

本機関は 2005 年に設立され、台湾・香港・日本を中心に年間約 1,000 名規模の人材を海外へ送り出している。日本向けの派遣は 2020 年に開始され、2025 年 8 月時点で技能実習生は約 800 名、特定技能人材は約 60 名を送り出している実績を有する。インドネシア国内にはジャワ島、スラウェシ島、スマトラ島、バリ島にわたり約 70 校の訓練校を展開しており、企業面接に合格した候補者は本社（今回視察を実施した送出機関 A）にて専門講習を受講する体制を整えている。日本への主な送り出し分野としては、「技能実習」では食品加工、農業、畜産、製造、建設分野が中心であり、「特定技能」では外食、清掃、介護、食品加工分野に対応している。

ヒアリング調査では、機関の日本語教育部門責任者 1 名、インドネシア人日本語教師 1 名から回答を得た。以下に各事項に対する回答を示す。

3－1－1　一般的な事項についての回答

設問 1「目指す在留資格」は、「技能実習」および「特定技能」との回答があった。

設問 2「最も多い送り出し国」は、台湾であり、香港、日本と続く。これらの国や地域に年間約 1000 人規模で送り出している。台湾では、介護や家政婦の送り出しが多く、香港ではベビーシッターや家政婦の送り出しが多い。日本では、「技能実習」では食品加工、農業、畜産、製造、建設、「特定技能」では外食、清掃、介護、食品加工の送り出しが多い。

設問 3「送り出し国から報告される労働災害の事故の型」は、「転倒」「激突」「はさまれ・巻き込まれ」「交通事故（道路）」が挙がった。いずれもすぐに復帰できる軽度のものであり、1 年に 1 件ずつほどの報告があるという。日本においては、何らかの労働災害の事故があった場合には、日本の組合から報告が来るシステムになっている。

設問 4「設問 3 の回答内容について在留資格や職種、あるいは国による違いの有無」は、設問 3 で挙がった労働災害の事故の型は、いずれも「技能実習」における報告であり、「特定技能」ではこれまで報告はないとの回答であった。業種では、建築、製造が多いが、工場内の作業が多い業種や農業ではあまり労働災害の事故の報告は聞かないという。

労働災害の事故の型については、「転倒」「激突」「はさまれ・巻き込まれ」は不注意か

ら起こるものが多い。例えば、置いてはいけない場所に道具を置いたことによる事故や、日本語での指示が通らず、行ってはいけない方向に行ってしまったことによる事故である。「交通事故（道路）」は自転車に乗っているときの事故である。

設問 5「安全衛生確保についての基本的な考え方」については、現状では外部講師を呼んで実施する労働安全衛生教育を、出発前に 3 日間受講することを全員に義務付けている。この講習はインドネシア語で実施するため、日本語力は関係なく受講できるようになっている。具体的な教育内容については、3－1－3 にて詳述する。

設問 6「ピクトグラム安全表示の教育」について、ピクトグラムについては意識して教育していないが、日本語学習教材の中に道路標識などの安全標識が出てくることがあり、それを日本語教育の時間に扱っている。学習教材は『みんなの日本語』を使用しており、その第 33 課の「命令形」「禁止形」を教える際に扱っている。以下に、第 33 課の文型および例文より、「命令形」「禁止形」に関わる部分を抜粋して引用する。

『みんなの日本語　初級Ⅱ第二版』第 33 課

文型

1. 急げ
2. 触るな。
3. 立入禁止は 入るなと いう 意味です。

例文

1. だめだ。もう 走れない。
   ……頑張れ。あと 500 メートルだ。
2. もう 時間が ない。
   ……まだ 1分 ある。あきらめるな。
3. この 池で 遊んでは いけません。あそこに「入るな」と 書いて ありますよ。
   ……あ、ほんとうだ。
4. あの 漢字は 何と 読むんですか。
   ……「きんえん」です。たばこを 吸っては いけないと いう 意味です。
5. この マークは どういう 意味ですか。
   ……洗濯機で 洗えると いう 意味です。

出典：『みんなの日本語　初級Ⅱ第二版』スリーエーネットワーク pp.60 より抜粋して引用

なお、送出機関 A では、『みんなの日本語』を主教材として用いるほか、コミュニケーション能力の向上をめざし、『できる日本語』も採用している。『できる日本語』は、「自分のこと／自分の考えを伝える力」「伝え合う・語り合う日本語力」を身につけることを目的にした日本語学習教材である。

設問 7「実習生とコミュニケーションをとる際の言語」について、授業中は日本語で話せることは日本語で話すように指導している。インドネシア語が母語の教職員は、休み時間や普段のコミュニケーションはインドネシア語を使って意思疎通を図っている。

設問 8「労働安全衛生教育、日本語教育以外で身につけてほしい知識等」について、日常生活や仕事場を含め、あらゆる場面に存在するルールの理由を教えている。ルールの説明で終わるのではなく、ルールを守ること、あるいは守らないことによってどうなるか。自分とは異なる文化や習慣を持っている人とコミュニケーションをとるために必要なため、何のためにルールが存在しているのかを伝えている。

3－1－2　日本語教育についての回答

設問 1「教育プログラムの内容」は、6 か月間（約 720 時間）学習する実習生を想定してプログラムが組まれている。コミュニケーション能力の養成を重視し、日本語能力試験N4レベルの会話能力を目標レベルに設定している。

設問 2「教育期間と時間」について、教育期間は 6 か月（約 720 時間）、月曜日から金曜日まで、1 時間の昼休憩を除き 8：00 から 16：00 まで日本語の授業がある。16：00 から 17：00 までは運動と掃除の時間になっており、掃除の習慣や基礎体力の向上をめざしている。また、19：00 から 21：00 は各クラスで自習時間を設け、個々の課題に取り組んでいる。教育期間は 6 か月（約 720 時間）となっているが、期間は実習生によってばらつきがあり、最も短い期間の人は 2 か月となっている。ただし、学費・寮費は全員一律である。

設問 3「教育手法」について、すべてのクラスでクラスルーム学習の形式で進めている。1 クラスに在籍している実習生は平均 30 名である。視察時点では、全 10 クラス、6 レベルのクラスが開講されていた。

設問 4「教育の評価方法」については、複数のテストや試験を通して総合的に行われる。まず、定期テストは毎月 1 回（月末）に実施され、その結果によって次のレベルへ進級できるかどうかが決定される。ただし、日本語学習教材『みんなの日本語』25 課までのクラスでは、定期テストは月に 2 回行われる。

テストの内容は、文法や語彙に関する選択問題、並べ替え問題、さらに読解問題と記述問

題で構成されている。また、「ことばテスト」として、日本語能力試験 N5 および N4 レベルの語彙（動詞・形容詞）に関するテストが 2 週間に 1 回実施される。2 か月目には、会話力を測るための会話テストが行われ、一問一答形式で全 10 問が出題される。さらに出発前にも再度会話テストが実施されるが、このテストには合否がある。結果によって在留資格公布後の実家への帰省期間が変わり、合格の場合は 1 週間、不合格の場合は 4 日間の帰省となる。加えて、3 か月目には日本語能力試験 N5 の模擬試験が実施され、出発前には N4 の模擬試験も行われる。ただし、これらの模擬試験には合否判定は設けられていない。

設問 5「教師の資格や経験」は、本機関はインドネシア人教師が中心となっており、インドネシア人教師は、全員日本語能力試験 N3 以上取得を採用条件としている。また、日本滞在経験者（留学、技能実習、特定技能）あるいは、インドネシアの大学で日本語を専門的に学んだ人を優先的に採用している。

設問 6「言語の実用性」は、主に現場で役立つコミュニケーション能力の育成を重視した教育が行われている。特に、何か分からないことがあった際に自ら質問できるような力の育成をめざしている。職場における専門用語に特化した教育は現時点では実施していないが、必要に応じて受入企業に連絡を取り、語彙リストを提供してもらうことがある。その場合は、提供された語彙をカリキュラムに組み込み、実習生の理解度も個々に確認している。こうした取り組みを行った際には、実習生の意識に変化が見られることから、今後はさらに、各業種に応じた語彙を学べる独自教材の作成も検討している。既存の教材が市販されていることは認識しているものの、それらを十分に活用できる指導者が不足している点が課題となっている。

設問 7「教育に対する受講者の反応」は、入校時のモチベーションによって大きく異なる。近年では、日本への興味よりも経済的な理由を優先し、「収入を得るために実習生になる」という動機で参加する者が増えている傾向が見られる。このような背景を持つ実習生は、学習や生活におけるルールを守らない傾向が比較的高く、教育現場では対応に苦慮している状況がある。そのため、受講者の動機に応じた指導やサポートの在り方が課題となっている。

3－1－3　職場の安全や健康に関する教育（労働安全衛生教育）についての回答

設問 1「職場の安全や健康に関する教育の実施」については、外部機関を活用して実施されており、インドネシア労働省による安全衛生教育が外注の形で行われている。

設問 2「教育プログラムの内容」については、インドネシア労働省による安全衛生教育が外注の形で行われている。訓練施設では、旋盤（せんばん）、型枠、溶接、左官、塗装、電機接続、水道管パイプの取り付けなど、さまざまな分野の実技訓練が用意されている。これ

らの訓練が必要な場合には、インドネシア人講師が指導を担当する。

使用する道具は日本製のものを採用しているが、指導内容や作業方法については必ずしも日本のやり方に準拠しているわけではなく、その点が今後の課題として考えられる。

設問 3「教育の頻度と時間」については、3 日間の集中プログラムとして実施され、時間は各日 9 時から 16 時までの 1 日 6 時間、合計 18 時間で構成されている。内容は、初日に座学を行い、残りの 2 日間は実践形式の訓練が中心となる。実践では、建物内を巡回しながら具体的な状況を想定した指導が行われる。例えば、建物の壁にひび割れが見られる場合には、どのような事故や災害が発生する可能性があるのかを考え、その上で適切な対処方法について学ぶなど、現場に即した実践的な内容となっている。

画像（左）：現場技能訓練所の様子
画像（右）：労働安全衛生教育の様子

画像出典：送出機関 A の企業説明資料より抜粋して引用

設問 4「教育方法」は、セミナー形式に近く、1 回の受講者は 40 名程度となっている。

設問 5「言語とコミュニケーション」については、インドネシア語のみで実施しており、日本語能力に関係なく受講できるようになっている。

設問 6「評価とフィードバック」については、受講後に修了書を発行する形で行われており、受講者には受講証明書が交付される。

設問 7「教育担当者の資格」については、専門機関からの派遣講師が担当する。この講師は、インドネシア労働省による研修を受けた者である。

設問 8「法的要件とコンプライアンス」は、インドネシアの基準に基づいた内容であり、日本の基準には基づいていない。

3－2　送出機関 B

送出機関 B での視察、ヒアリング調査、労働安全衛生に関する講習は、2025 年 9 月 2 日（9：00～12：00）に実施した。

本機関は 2013 年に設立され、年間 80～100 名程度の人材を日本へ送り出している。現在、32 社の企業と提携し、2 つの組合と連携した送り出し体制を構築している。主な送り出し分野は溶接関連であり、全体の約 9 割を占めているのが特徴である。

ヒアリング調査では、機関の代表責任者 1 名、インドネシア人日本語教師 1 名から回答を得た。以下に各事項に対する回答を示す。

3－2－1　一般的な事項についての回答

設問 1「目指す在留資格」は、「技能実習」「特定技能」「介護」との回答であった。

設問 2「最も多い送り出し国」は、日本のみとの回答であった。

設問 3「送り出し国から報告される労働災害の事故の型」は、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」が挙がった。「墜落・転落」は階段から落ちたことによるもの、「はさまれ・巻き込まれ」は、溶接現場の足場のパイプに指を挟んだことによるもの、「切れ・こすれ」は溶接現場のグラインダーによるものであった。労働災害の事故の報告は、2013 年設立から 2025 年 9 月時点までで計 10 件以下と少なく、また、交通事故の報告はこれまで一度もないとのことであった。

設問 4「設問 3 の回答内容について在留資格や職種、あるいは国による違いの有無」は、これまで報告があったのは「技能実習」のみであり、とび、溶接の現場で起こっている。「特定技能」においてはこれまで事故の報告は一例もなく、一定程度の技能を持った者が日本に行くからではないかとの予測が聞かれた。

設問 5「安全衛生確保についての基本的な考え方」について、労働安全衛生教育の実施は専門家の指導があれば良いと考えてはいるものの、現状では 1 か月に 2 回ほど動画を見せる程度となっている。動画は YouTube 上に公開されている日本のものを使用している。

設問 6「ピクトグラム安全表示の教育」について、日本の WEB サイト等から抜粋して独自に作成したものを使用している。日本語の授業としてではなく、安全衛生の意識付けとして、設問 5 と同じ頻度で実施している。

設問 7「実習生とコミュニケーションをとる際の言語」については、インドネシア語と日本語を使用して実習生とコミュニケーションをとっている。

設問 8「労働安全衛生教育、日本語教育以外で身につけてほしい知識等」は、生活面や将来設計に関する知識の習得が重視されていた。具体的には、貯金の方法や資金の活用目的といったお金の管理に関する指導が行われているほか、帰国後の進路を見据えた将来のビジョン形成も重要視している。また、帰国後の選択肢として、オンラインでインドネシアの大学に進学することも推奨しているという。

3－2－2　日本語教育についての回答

設問 1「教育プログラムの内容」は、約 7 か月間、計約 840 時間にわたって実施される。教材は、まず『みんなの日本語』を用いて基礎的な文法知識を学び、全 50 課まで終了する構成となっているが、26 課から 50 課については内容を選択して実施する。その後、『いろどり 生活の日本語』を活用し、日常生活におけるコミュニケーション能力の向上を図る。最終的には、JF 日本語教育スタンダード A2 レベルの到達を目標としている。

設問 2「教育期間と時間」は、月曜日から金曜日まで、毎日 8 時から 15 時までの 1 日 6 時間行われ、15 時以降は基本的に自由時間となる。また、宗教的なお祈りの時間を守ることが日本のルール順守にもつながるという考えのもと、実習生のお祈りの実施状況も確認している。

設問 3「教育手法」は、授業はすべて対面形式のクラスルーム学習で行われ、1 クラスあたり約 15 名で構成される。

設問 4「教育の評価方法」は、週に 2 回、語彙・文法・漢字などに関する定期テストが実施され、成績が振るわない場合には腕立て伏せといったペナルティが課される。また、毎週金曜日には会話力と発表力を測るテストが行われ、教師・実習生の 1 対 1 で実施する。

設問 5「教師の資格や経験」は、本機関はインドネシア人教師が中心となっており、日本語能力試験 N3 以上を取得していること、日本語教育に関する課程がある大学を卒業していることに加え、日本での生活経験が重視されている。

設問 6「言語の実用性」は、専門用語の習得にも配慮がなされており、日本の受入企業や先輩からの情報をもとに作成された独自の冊子が用意されている。この冊子には、道具の名称や作業の手順などがまとめられており、受講者に回覧されている。また、造船分野（溶接・塗装・組立）においては、提携企業から語彙リストが提供される場合もあり、さらに企業によっては実際の技能実習生の作業風景を収めた動画が共有されるなど、現場に即した学習機会が提供されている。以下に、語彙リストの一部を示す。

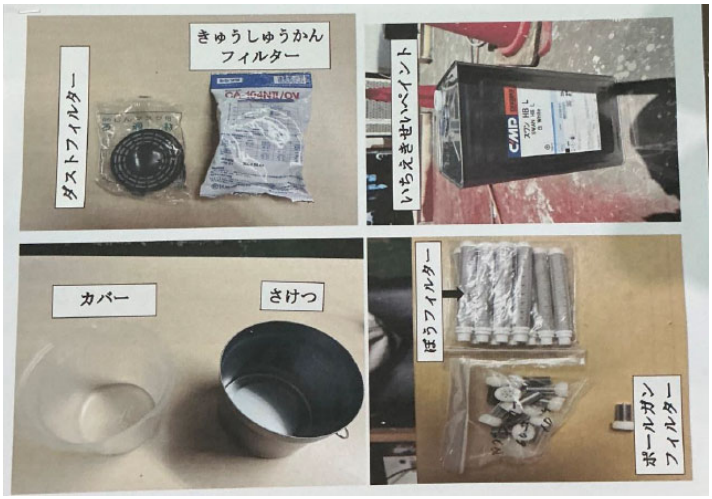

画像出典：送出機関 B の提供資料より抜粋して引用

設問 7「教育に対する受講者の反応」は、概ね真面目であり、日常的には友人関係やテスト結果に関する悩みが寄せられることもある。そのような場合には、教員間でミーティングを行い、対応方法について相談しながら支援を行っている。

3－2－3　職場の安全や健康に関する教育（労働安全衛生教育）についての回答

設問 1「職場の安全や健康に関する教育の実施」は、特に溶接分野においては専用の訓練センターが整備されているため、面接前および来日前に実地訓練を受ける機会が設けられている。

設問 2「教育プログラムの内容」は、主に月に 2 回、1 回あたり 4 時間の頻度で行われ、職場で事故が発生した場合の対応方法などについて、動画を用いて学習する内容となっている。

設問 3「教育の頻度と時間」については設問 2 の回答の通りである。

設問 4「教育方法」は対面でのクラスルーム形式で、1 クラスあたり約 15 名で実施される。実地訓練が可能なのは溶接分野に限られ、それ以外の分野では実技指導は十分に行われていない。

設問 5「言語とコミュニケーション」については、インドネシア語で指導しているとのことである。インドネシア語で実施することにより、日本語能力のレベルに関係なく理解でき

るようになっている。

設問 6「評価とフィードバック」については、語彙を中心とした「ことばのテスト」が実施されている。

設問 7「教育担当者の資格」については、特別な資格は求められていないが、技能実習生としての経験を持つ教員が指導にあたっている。

設問 8「法的要件とコンプライアンス」について、特に健康診断の重要性が強調されており、健康に働くために定期的に健康診断を受けるよう指導が行われている。

3－3　送出機関 C

送出機関 C での視察、ヒアリング調査、労働安全衛生に関する講習は、2025 年 9 月 3 日（9：00～15：00）に実施した。

本機関は 1999 年に設立され、本社（送出機関 C）を中心に 9 つの地域事務所を展開しているほか、ジャワ島、スマトラ島、スラウェシ島、ヌサトゥンガラ地域に計 7 か所の訓練センターを有するなど、広範な教育・送り出し体制を整備している。1999 年から 2016 年半ばにかけて、香港、台湾、マレーシア、シンガポール、日本、韓国、UAE などに 10 万人以上の労働者・研修生を送り出してきた実績を有する。視察時点では、日本向けの技能実習生が約 250 人在籍しており、日本以外の派遣先を含めると常時 400～500 人規模の人材が在籍している。日本への主な送り出し分野は、「技能実習」では約 9 割が建設分野であり、女性人材は主に食品加工分野に従事している。「特定技能」においては、食品製造および介護分野への送り出しを行っている。

ヒアリング調査では、日本事業部長 1 名、インドネシア人日本語教師 2 名から回答を得た。以下に各事項に対する回答を示す。

3－3－1　一般的な事項についての回答

設問 1「目指す在留資格」は、「技能実習」および「特定技能」との回答であった。

設問 2「最も多い送り出し国」は、韓国であり、台湾、香港と続く。韓国は主に造船所の溶接、台湾は家事代行、介護、香港は家事代行の送り出しを行っている。日本は建設が多く、日本・マレーシア（家事代行）・シンガポール（看護アシスタント、介護）の 3 か国が、この機関において 4 番目から 6 番目に多い送り出し国となっている。

設問 3「送り出し国から報告される労働災害の事故の型」は、「墜落・転落」「飛来・落下」「切れ・こすれ」が挙がった。すべての労働災害を合計しても年間で 10 件以下と少なく、ま

た、交通事故の報告はこれまで一度もない。

なお、視察当時、この 1 週間で事故の報告が 2 件あったことが共有された。いずれも建設現場での事故であり、1 件目は、解体作業中、コンクリートのがれきが頭の上に落下したことによるものであった。立入禁止区域での事故であったため、指示が理解できていなかった可能性もあるという。2 件目は、手袋をせずに道具を使用したことによって、指の一部切断に至ったとのことである。

設問 4「設問 3 の回答内容について在留資格や職種、あるいは国による違いの有無」は、これまで報告があったのは「技能実習」のみであり、「特定技能」ではこれまで報告はない。また、他国からの事故報告はほとんどなく、台湾や香港での家事代行で、家事をしている際に階段から転落したり、買い物中に事故に遭ったりといった報告が数件あった程度だという。

設問 5「安全衛生確保についての基本的な考え方」について、送出機関 A のように外部機関の専門家に依頼して実施する方法も検討したこともあったが、その教育内容はインドネシア国内で通用するものであることを懸念している。そのため、現状では、日本の内容を自社内で強化していくほうが良いと考えている。

設問 6「ピクトグラム安全表示の教育」については実施しており、3 か月間の入国前講習の中で行われている。この講習では、週に 2 回、日本の文化やルールを学ぶ「文化クラス」が設けられており、その中の一つのテーマとして安全標識について学ぶ時間が含まれている。この文化クラスでは、安全標識のほかにも、箸の使い方やアパートの掃除方法、折り紙といった生活に関わる内容が指導されている。また、日本の「見える文化」と「見えない文化」についてディスカッションを行う機会も設けられている。なお、これらの指導を担当する者は、独立行政法人国際交流基金の研修プログラムに参加し、必要な知識を習得している。

【文化クラスで扱う動画リストの一部】
コミュニケーション、指示の受け方、看板・標識、日本の文化・習慣、関西弁、お辞儀、休暇を求める、日本人に聞いてはいけないこと、ハラスメント、食材保存方法、「ありがとう」の返し方、建設現場の様子、技能実習生のルール、安全朝礼、安全衛生など

設問 7「実習生とコミュニケーションをとる際の言語」については、インドネシア語を中心に使用して実習生とコミュニケーションをとっている。

設問 8「労働安全衛生教育、日本語教育以外で身につけてほしい知識等」は、特に忍耐力の育成が重視されている。これは、日本の厳しいルールや現場の環境の中でも、精神的なバ

ランスを保ちながら仕事に取り組み続ける力を指している。

3－3－2　日本語教育についての回答

設問 1「教育プログラムの内容」は、入国前講習（3 か月、約 360 時間）に加えて、直前講習（2～3 週間）実施される。教材は『いろどり　生活の日本語』初級 1，初級 2 を使用し、1 日ずつの目標に沿って進められる。各回の授業内容がシラバス（授業計画・目標など）にまとめられており、それらを教員間で共有して実施している。最終的には、JF 日本語教育スタンダード A2 レベルの到達を目標としている。

設問 2「教育期間と時間」は、月曜日から金曜日まで 1 日 6 時間行われる。8：00－9：00 は朝礼や復習の時間があり、9：00 からは毎日テストがある。15：00―16：00 は、「運動の時間」として、準備運動、腕立て、腹筋などを実施、あるいは「文化クラス」として、日本の文化やルールを学ぶ。

設問 3「教育手法」は、授業はすべて対面形式のクラスルーム学習で行われる。1 クラス 20 人から 30 人程度で構成される。自由会話の時間を作り、与えられたテーマに沿って行う日本語会話やグループディスカッション等も実施している。会話や発表のテーマには、「道具をなくした / 壊した、どうする？」「仕事中、急に具合が悪くなった、どうする？」のような、職場で起こりうる場面設定も含まれている。

設問 4「教育の評価方法」は、日常的かつ段階的に行われている。まず、毎日のテストに加え、各トピック終了時には小テストが実施されており、少なくとも 2 日に 1 回は何らかのテストが行われる体制となっている。小テストの内容は、漢字の読み方や語彙の意味、読解などで構成されている。テストの結果が不十分な場合には注意が与えられ、3 回不合格となった場合には追加課題が課される。さらに、月末には進級に関わるテストが実施され、筆記試験と会話試験の両方によって総合的に評価される。以下に、月末テストの例を示す。

＜月末テストの例＞
筆記テスト：80 点以上とれたら、次のレベルに進級できる。
会話テスト：レベルごとに実施方法が異なる。（進級にはあまり影響しない）
1 レベル　はい / いいえなどの一問一答形式で教員と実施。
2 レベル　学生同士でテーマに基づいて話す。
3 レベル　『いろどり　生活の日本語』から学生がテーマを決めて演じる。
例：病院の場面でのやりとり
あいづち（反応）、発音、ことば、文法なども評価する。

設問 5「教師の資格や経験」は、本機関ではインドネシア人教師が中心となっており、日本語能力試験 N3 以上取得および大卒（日本語教育や日本文学の学部）の学歴を条件としている。採用試験には面接と模擬授業が実施される。日本での生活経験があれば尚良いが必須条件ではない。技能実習生としての経験と日本語教育の能力は別物と考えていることによるものである。

設問 6「言語の実用性」は、現場で必要となる専門用語の習得を支援する取り組みが行われている。具体的には、日本の受入企業から提供された語彙リストを資料として活用し、実習生に配布している。また、外国人技能実習機構（OTIT）の資料等も併せて使用している。ただし、これらの内容はカリキュラムとして体系的に組み込まれているわけではなく、必要に応じた個別対応として実施されている。さらに、ツールボックスを活用し、実際の道具を見せながら名称を教えるなど、実践的な指導も行われている。

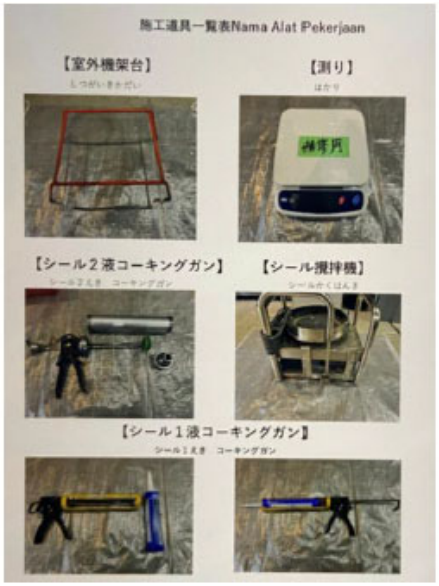

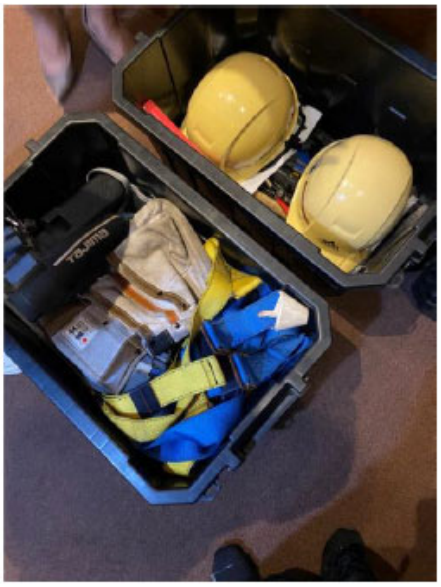

画像（左）：語彙リストの一部
画像（右）：ツールボックス

画像出典：送出機関 C の提供資料および現地撮影写真より引用

設問 7「教育に対する受講者の反応」は、概ね真面目である。やる気が見られない実習生に対しては、個別に面談を行い、悩みを聞きとり本人と相談しながら支援を行っている。

3－3－3　職場の安全や健康に関する教育（労働安全衛生教育）についての回答

設問 1「職場の安全や健康に関する教育の実施」は、実施されているが、対象は全員ではなく、主に企業からの依頼があった場合に対応する形で行われている。自前の訓練施設は備えているものの、実施は依頼ベースとなっている。例えば、インドネシアと日本で使用する機材が異なることを踏まえ、足場の組立におけるチームワークや基本的な安全確保について指導してほしいという要望に応じた事例もある。

また、「文化の時間」として、安全に関する実践的な指導も行われており、朝礼での報告方法、安全帯の使い方、ヘルメットの正しい着用方法、体調不良時の対応などについて、シミュレーション形式で学習する。さらに、防災訓練を実施する場合もある。

設問 2「教育プログラムの内容」は、一部リスト化された内容はあるものの、体系的に定められた教材はなく、トピックごとに柔軟に対応している。教育の頻度や時間も内容によって異なるが、1 回あたり 6 時間で 1～2 トピックを扱う形式が基本となっている。

設問 3「教育の頻度と時間」については設問 2 の回答の通りである。

設問 4「教育方法」は対面でのクラスルーム形式で行われ、1 クラスは約 20 人で構成される。

設問 5「言語とコミュニケーション」については、指導は主にインドネシア語で行われる一方、使用する動画教材は日本語で提供されている。

設問 6「評価とフィードバック」については、特に体系的な仕組みは設けられていないが、場合によっては道具の名称確認テストが実施されることもある。

設問 7「教育担当者の資格」については、教育担当者には特別な資格は求められておらず、日本語教師が指導を担当している。

設問 8「法的要件とコンプライアンス」について、特に強調している項目はハラスメントに関する内容が扱われている。

4．考察

4－1　各機関の日本語教育

ヒアリング調査の結果から、日本語教育に関しては、すべての機関において体系的なカリキュラムが構築されていることが分かった。コミュニケーション能力の向上をめざした実践的な会話練習等も組み込まれており、言語面において着実に力を伸ばす内容となっている。以下に、各機関の日本語教育の概要を示す。

	送出機関 A	送出機関 B	送出機関 C
期間・時間	6 か月（約 720 時間）	7 か月（約 840 時間）	4 か月（約 480 時間）
使用教材	『みんなの日本語』初級Ⅰ、初級Ⅱ 『できる日本語』	『みんなの日本語』初級Ⅰ、初級Ⅱ 『いろどり　生活の日本語』	『いろどり　生活の日本語』初級 1，初級 2
到達目標	日本語能力試験 N4 程度	JF 日本語教育スタンダード A2	JF 日本語教育スタンダード A2
評価活動	・レベル終了ごとに進級テスト ・ことばテストや会話テスト	・定期テスト（週 2 回） ・会話と発表のテスト	・レベル終了ごとに進級テスト ・小テストはほぼ毎日ある
特徴的な活動	日本語劇、歌	会話テスト： 毎週金曜日は、教師と 1 対 1 で実施。	自由会話の時間： テーマについて日本語で会話、グループディスカッション等も実施。 文化の時間： 日本のさまざまな文化を学ぶ

昨年度（令和 6 年度）視察およびヒアリング調査を実施したベトナムやタイでは、『みんなの日本語』の採用率が高かったが、インドネシア送出機関の特徴として、『いろどり　生活の日本語』の採用が挙げられる。

『いろどり　生活の日本語』は、外国人が日本で働く、買い物をする、遊びに行く、食事をする、他者と交流するなど、日常生活のさまざまな場面で必要となる日本語を学ぶことを目的としている。学習の中心は、日本語を使って実際の場面で「できること（Can-do）」を増やすことであり、この Can-do を基盤とした学習を通して、日本での生活において実際に役立つコミュニケーション能力の習得を目指している。「入門」「初級 1」「初級 2」「初

中級」の 4 部から成り、「入門」は、JF 日本語教育スタンダードの A1 レベル、「初級 1」「初級 2」は A2 レベル、「初中級」は A2 と B1 レベルの活動で構成されている。送出機関 B および送出機関 C の到達目標となっている A2 レベルは、概ね以下のようなことができるレベルである。

・ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。

・簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。

・自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。

出典：国際交流基金『いろどり　生活の日本語』「いろどりとは？」より引用
https://www.irodori.jpf.go.jp/about.html

なお、JF 日本語教育スタンダードは、日本語のレベルを A1～C2 の 6 段階で表しており、これは、ヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages：略称 CEFR）と共通となっている。

また、国際交流基金は 2019 年に「JF 生活日本語 Can-do」を発表している。これは、「特定技能」などの在留資格で来日する日本語を母語としない外国人を対象に、日本での生活場面で求められる基礎的な日本語コミュニケーション能力を、「Can-do」という形で具体的に示したものである。『いろどり 生活の日本語』は、この「JF 生活日本語 Can-do」に基づいて学習目標が設定されており、日本での生活に必要な実践的なコミュニケーション能力を身につけることができる。加えて、日本での就労を目指す人の来日前学習や、その能力を測る「国際交流基金日本語基礎テスト（Japan Foundation Test for Basic Japanese, 略称：JFT-Basic）」の対策教材としても活用できる。JFT-Basic は、在留資格「特定技能 1 号」を得るために必要な日本語能力水準を測るテストとしても活用されている。このような背景から、今後、日本語学習教材として使用する送出機関が増えるものと予想される。

送出機関 A においても、『できる日本語』を併用し、コミュニケーション能力の向上をめざしている。本教材もまた、CEFR を参考に作られた教材である。プロフィシェンシー（熟達度）を重視した教科書であり、日本語によるコミュニケーションの中でも「対話力」に重きを置いているのが特徴となっている。

いずれの機関においても、文法知識に偏重することなく、職場や生活での様々な場面において「日本語でできること」を増やす考えの下で日本語教育が実施されている。

4－2　各機関の労働安全衛生教育

次に、労働安全衛生教育の実施については、各機関で大きく異なる現状が明らかとなった。以下に、各機関の概要を示す。

送出機関 A	送出機関 B	送出機関 C
・インドネシア労働省の安全衛生に関する教育を外注して実施。3 日間集中。9：00－16：00（6 時間×3＝18 時間） ・訓練施設があるため、訓練が必要な場合はインドネシア人講師が担当。ただし、日本のやり方に合わせたものではない。	・実地訓練は、自前の溶接訓練センターで、面接前と日本に行く前に訓練をする。ただし、溶接以外の業種は出来ていない。 ・1 か月に 2 回、1 回 4 時間、動画を見せている。職場での事故があったときにどうするか等 ・専門用語に関しては日本の受入企業や先輩などの情報をもとに作成した独自冊子がある。	・企業から依頼があれば対応する。自前の訓練施設があるため、対応は可能。 ・しかし、現状では、依頼がない限り実施していない。 ・「文化の時間」を使って、朝礼での報告の仕方、安全帯の使い方、ヘルメットのかぶり方、具合が悪い時にどうするか等の場面を想定して実施。防災訓練も実践することもある。

各機関の取り組みには共通して安全衛生教育への意識が見られる一方で、その実施方法や重点の置き方に違いがある。

まず送出機関 A は、安全衛生教育を外部機関に委託し、3 日間・計 18 時間の集中プログラムとして体系的に実施している点が特徴である。一定の枠組みに基づいた教育体制は整っているが、実技指導はインドネシア人講師が担当し、日本式の作業手順には必ずしも準拠していない。このことから、基礎的な安全知識の習得には強みがある一方で、日本の現場との接続には課題が残ると考えられる。

送出機関 B は、自前の溶接訓練センターを活用した実地訓練を実施しており、特に溶接分野においては実践的な教育が可能となっている。また、動画教材や企業・先輩からの情報をもとにした独自教材を用いるなど、現場に即した工夫も見られる。ただし、対象が溶接分野に限定されている点や、教育頻度が月 2 回と比較的限定的である点から、教育の広がりや体系性には改善の余地があるといえる。

送出機関 C は、企業からの依頼があった場合に対応する柔軟な体制を持ちながらも、実際には依頼ベースでの実施にとどまり、継続的・体系的な教育には至っていない。しかし、日本語教育プログラムの一環として実施される「文化の時間」を活用し、朝礼での報告方法

や安全帯・ヘルメットの使用、体調不良時の対応などをシミュレーション形式で指導している点は特徴的である。さらに防災訓練も取り入れるなど、日常行動レベルでの安全意識の定着に重点を置いていると考えられる。

以上のように、各機関においてそれぞれ異なるアプローチを取っていることが明らかとなった。今後は、これらの強みを組み合わせ、日本の現場に即したより統合的な教育内容の検討が求められる。

5. 労働安全衛生講習の試行的実施

本分担研究では、インドネシアの 3 つの送出機関におけるヒアリング調査に付随して、各機関の実習生に対し、労働安全衛生教育の基礎的な内容を扱う講習を実施した。昨年度（令和 6 年度）のベトナムおよびタイの送出機関のヒアリング調査にて、訪問した機関より「労働安全衛生とは何か」、「どのような内容を扱えば良いのか」といった質問や戸惑いも多く聞かれたことから、今年度（令和 7 年度）は送出機関における労働安全衛生講習の実施を試みた。本章ではその内容およびそこから得た示唆について報告する。

5－1　使用教材の作成

教材は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト https://anzeninfo.mhlw.go.jp/」に掲載されている外国人労働者向け安全衛生教育教材／共通【まんがでわかる安全衛生と労災防止の基本】の動画およびまんが冊子をもとに作成した。厚生労働省が提供する公的教材であることから信頼性が高く、全業種に共通する基礎的な労働安全衛生の知識を体系的に学習できる点に加え、多言語に対応している点、さらに動画とまんが冊子を併用することで視覚的な理解を促進できる点を踏まえ、本教材の基盤として採用した。

動画は編集せずそのまま用いることとしたが、もとの動画（18 分 57 秒）は長いため、1 回分の動画を 4 回に区切って視聴する構成とした。そのうち、本講習では第 1 回（約 8 分）および第 2 回（約 4 分）の内容に加え、第 3 回にあたる「熱中症」と「安全標識」を補足的に取り入れた。動画の分割内容と活動 / 指導例を以下に示す。

回	外国人労働者向け安全衛生教育教材／共通 *動画使用部分（*分秒は、日本語版）	活動/指導例
1	安全衛生と労災防止の基本① 労働災害、労働安全衛生、健康診断、転倒 *動画の範囲 00:00~7:45（約8分）	例1 動画に出てくる事故事例を見て、対策を考える。 例2 良い例、悪い例を○×で確認するミニクイズ実施。 例3 過去に起きた先輩の事例などを共有する。
2	安全衛生と労災防止の基本② 転落、腰痛、4S *動画の範囲 7:46~11:38（約4分）	
3	安全衛生と労災防止の基本③ 熱中症、労働安全衛生保護具、安全標識 *動画の範囲 11:39~16:55（約6分）	
4	安全衛生と労災防止の基本④ 通勤、自転車の交通ルールなどを追加 *動画の範囲 16:57~18:57（約2分）	

実習生への配布冊子は、上述の動画に対応するまんが冊子を一部改変して作成した。改変のポイントと企図を以下に示す。なお、本講習の実施および教材作成にあたっては、事前に厚生労働省の関係部署へ報告を行い、出典を明記したうえで、まんが冊子の改変についても正式に許可を得ている。

改変ポイント	企図
冊子内の日本語をやさしい日本語にする	日本語学習教材としても活用できる
やさしい日本語にインドネシア語を付す	母語によって確実に理解できる
各回の目標および振り返りを設ける	学習目標に沿った自身の理解度を振り返ることができる
「理解度チェック」を入れる	動画内容の理解を促進できる

以下は、受講生に配布した冊子（インドネシア語訳）より、「目標」および「振り返り」のページである。振り返りは、自分の理解度に応じて☆を塗りつぶす方式となっている。

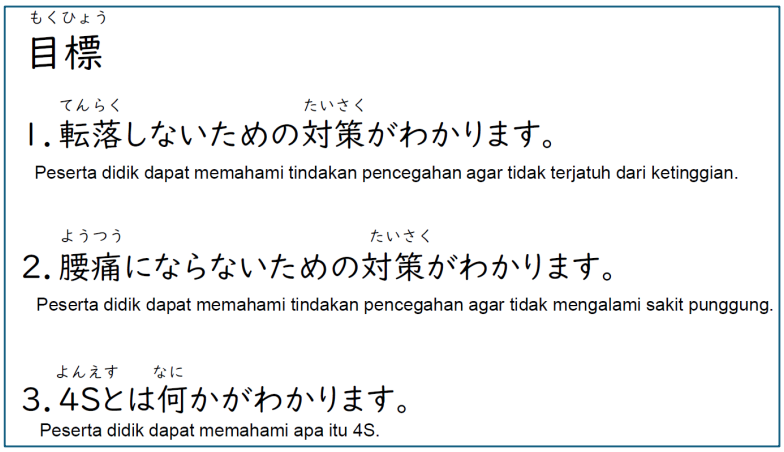
もくひょう
目標

てんらく　たいさく
1. 転落しないための対策がわかります。
Peserta didik dapat memahami tindakan pencegahan agar tidak terjatuh dari ketinggian.

ようつう　たいさく
2. 腰痛にならないための対策がわかります。
Peserta didik dapat memahami tindakan pencegahan agar tidak mengalami sakit punggung.

よんえす　なに
3. 4Sとは何かがわかります。
Peserta didik dapat memahami apa itu 4S.

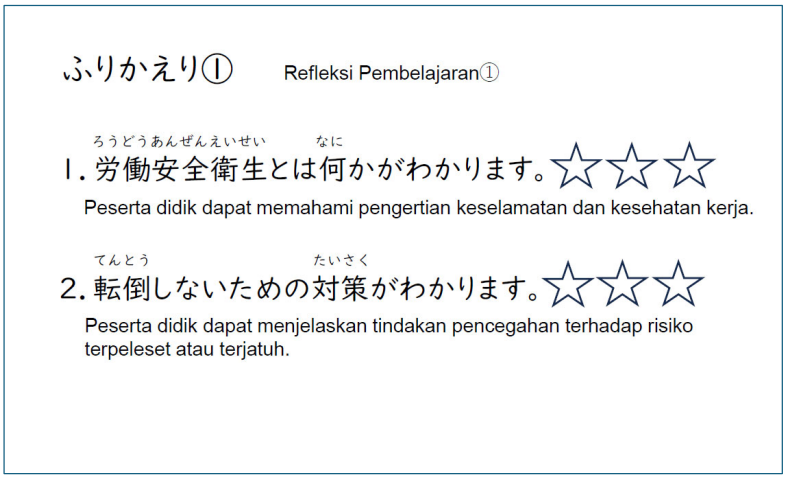
ふりかえり①　Refleksi Pembelajaran①

ろうどうあんぜんえいせい　なに
1. 労働安全衛生とは何かがわかります。☆☆☆
Peserta didik dapat memahami pengertian keselamatan dan kesehatan kerja.

てんとう　たいさく
2. 転倒しないための対策がわかります。☆☆☆
Peserta didik dapat menjelaskan tindakan pencegahan terhadap risiko terpeleset atau terjatuh.

以下も同様に、受講生に配布した冊子（インドネシア語訳）の一部である。上段右下のアイコンは、動画視聴のタイミングを示すもので、アイコンがあるページで動画を流した。下段は動画視聴後のタイミングで実施する「理解度チェック」である。視聴した動画の内容を日本語で確認し、理解の再確認ができるようになっている。なお、本報告書の巻末資料 2 にて、配布冊子（インドネシア語訳）の全ページを示す。

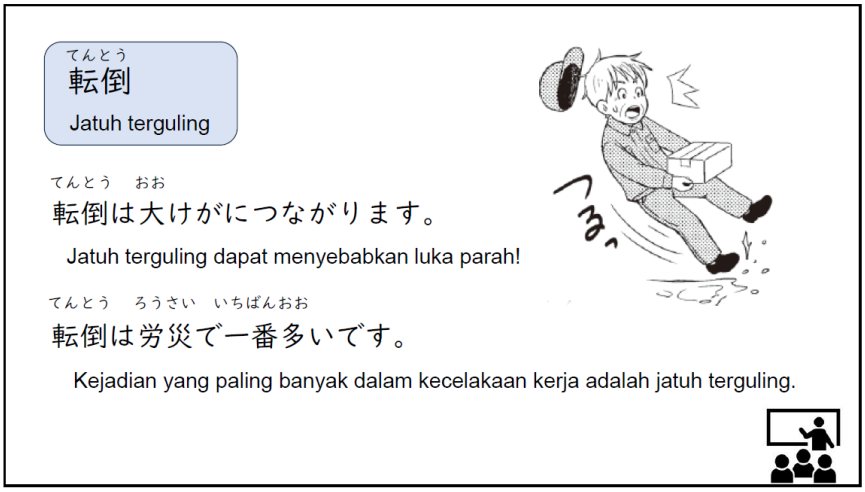

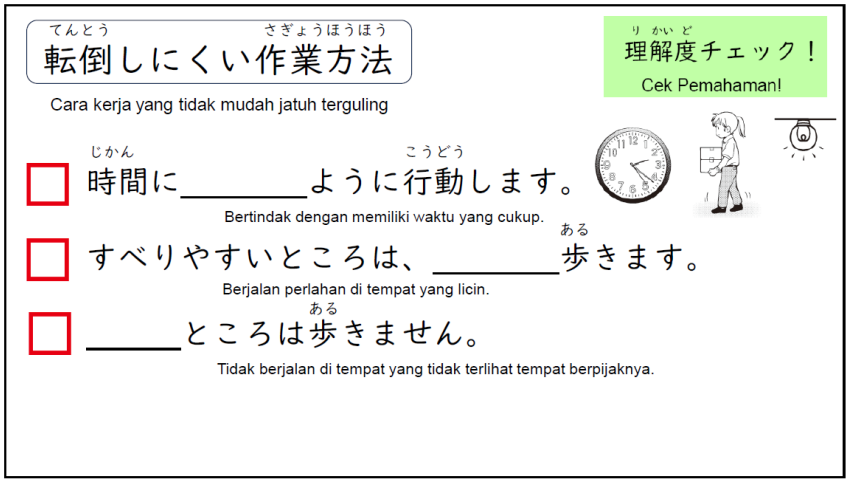

5－2　試行的実施から得られた示唆

5－2－1　受講生の反応およびコメントシートから

ヒアリング調査を実施した 3 機関には、講習の概要を伝えた上で、事前に講習の実施許可を得た。その後、視察までの期間に各機関にて受講生の選定を行い、日本語能力のレベルに応じて、通訳の配置などが行われた。

講習は、受講生の振り返りとしてコメントシートを記入する時間を含め、約 40 分～1 時

間で実施した。受講生は 3 機関合わせて計 61 名で、主に日本出国前の実習生が対象であった。

画像：講習の様子

いずれの機関も、受講生は非常に熱心に取り組んでいた。腰痛にならないための荷物の運び方は、受講生の中から有志を募り、実演をしてもらった。動画視聴中は、メモをとっている様子、「理解度チェック」では、動画内の日本語あるいはインドネシア語訳を頼りに空欄を埋めている様子があった。

受講生が記入したコメントシートから、講習に対する主な声を取り上げる。なお、受講生のコメントシートはインドネシア語で書いてもらった。ここでは、それを日本語に翻訳したものを記載する。

コメント 1

今日私は、安全衛生と労働災害の防止について重要なことを学びました。滑って転ぶといった小さな事故が、致命的な事故の原因になり得るということを初めて知りました。また、釣り合いの取れていない状態で重い物を持ち上げるのも取り返しのつかないことになります。それから、非常に暑いときには適切な対応をしないと危険です。これらを理解し、今後仕事をするときにはより気をつけていきます。（送出機関 A-7）

コメント 2

私が今日学んだことは、安全に働く方法です。健康で完璧な状態で働けるように、労働災害を防止する方法を理解する必要があります。会社は、労働者がどのような状態においてもいつも健康でいることを望んでいます。会社の規則は、労働者の安全のために作られたものです。私は、働く際に安全を守る正しい方法を理解しました。（送出機関 A-9）

コメント 3
この授業は今後日本で働きだしたときに役に立つので、安全衛生について知ることができて嬉しいです。より注意深く、自分自身の安全を守れるようにします。（送出機関 B-8）

コメント 4
今日私は、安全衛生に関する多くのことを学びました。日本に行ったときに、今日学んだ知識が役立つことを願っています。（送出機関 B-9）

コメント 5
日本で働きたい私たちにとって、K3（労働安全衛生）についての説明はとても重要でした。日本へ行くための備えとして役に立つ知識です。ありがとうございます。（送出機関 B-10）

コメント 6
先ほど説明していただいたすべて、とても助かりました。特に、私の地域では間違った方法で物を持ち上げている人がとても多いので、正しい持ち上げ方についてです。私にとって役に立つことを願っています。分かりやすい説明をありがとうございました。（送出機関 C-10）

コメント 7
今まではしごを使うときに、そのような方法で使ってこなかったので、はしごの使い方について勉強になりました。（送出機関 C-14）

受講生のコメントを総合すると、本講習は安全衛生に関する基本的な知識を新たに学ぶ機会となったことが窺える。特に、滑って転倒するなどの一見小さな事故が重大な労働災害につながる可能性があることや、不安定な姿勢での重量物の持ち上げ、暑熱環境への対応といった具体的なリスクについて初めて理解したという声が多く見られた。

また、安全に働くためには労働災害を未然に防ぐことが重要であり、企業のルールが労働者の安全を守るために存在していることへの理解も深まっている。これにより、今後日本で働く際には、より注意深く行動し、自身の安全を守ろうとする意識の向上が窺える。

さらに、正しい重量物の持ち上げ方やはしごの使用方法など、具体的な作業手順に関する知識が実生活と結びついて理解された点も特徴的である。これまで日常的に行っていた方法が必ずしも安全ではなかったことに気づき、今後の行動を見直そうとする姿勢が見られた。

以上のように、本講習は日本での就労に向けた準備として有益であると受け止めた受講者が多く、安全意識の向上と実践的な行動変容につながる可能性が示唆された。

5－2－2　送出機関からのフィードバック

講習に対する送出機関からのフィードバックとして、まずインドネシアにおける従来の安全衛生教育は、「事故が起きた際にどう対応するか」に重点が置かれており、転倒を防ぐための行動など、事故を未然に防ぐ視点での教育は十分ではないとの指摘があった。そのため、今回の講習内容は多くが初めて触れるものであり、新たな気づきを得る機会となったと評価された。

特に、動画や教材が整備されている点や、日本の厚生労働省が作成している信頼性の高い教材である点については好意的に受け止められており、教師教育への活用可能性も示された。また、講師の話し方や言葉の使い方、説明のテンポなども参考になるとの意見があった。

一方で、教材活用に関する課題も多く指摘されている。動画内の日本語が難しく、現地の教師が十分に使いこなすことは難しいという声があり、単に動画を流すだけでは効果的な指導につながらない可能性がある。そのため、教材の使い方や教え方を学ぶ機会や、教材と教師をつなぐ研修・セミナーの必要性が指摘された。加えて、安全衛生の専門家による解説よりも、日本語教師が実際にどのように教えるかを示した動画やスクリプトへのニーズも見られた。

また、動画の内容については、日本では禁止されている行為がインドネシアでは日常的に行われていることに気づき、危険性を再認識できたという意見があった。一方で、長時間の動画は学習者にとって負担が大きく、3 分程度の短い動画の方が望ましいとの指摘もあった。さらに、動画内のインドネシア語字幕は理解には役立つものの、日本語学習にはつながりにくいという課題もあり、やさしい日本語版の動画の必要性も挙げられた。加えて、教材の提供方法についても改善の余地があり、ウェブサイトからダウンロードして使用する形式は利用されにくいとの指摘があった。ゲームやクイズ形式で学べるアプリのような、より手軽で継続的に利用できる仕組みが求められている。

以上のように、教材の内容自体は高く評価されている一方で、それを効果的に現場で活用するための支援体制や仕組みづくりが今後の課題として浮かび上がった。

6. 結論

本分担研究では、インドネシアの送出機関における日本語教育および労働安全衛生教育の実態を把握し、今後求められる教育の在り方について検討を行った。その結果、日本語教育については、いずれの機関においても体系的なカリキュラムが整備されており、特に『いろどり 生活の日本語』などを活用した実践的なコミュニケーション能力の育成が重視されていることが明らかとなった。文法中心ではなく、「日本語で何ができるか」という観点に基づいた教育が行われており、日本での生活・就労に直結する能力の習得が図られている点は大きな強みである。

一方、労働安全衛生教育については、各機関で取り組みに差が見られ、体系性や継続性、日本の現場との接続という点で課題が残されていることが明らかとなった。外部委託によ

る集中的な教育、実地訓練を中心とした実践的教育、日常行動に着目した指導など、それぞれに特徴や強みはあるものの、必ずしも統合的・標準化された教育には至っていない。

また、試行的に実施した労働安全衛生講習からは、基礎的な安全知識であっても多くの受講生にとって新しい学びとなり、安全意識の向上や行動変容につながる可能性が示された。また、送出機関からも教材の有用性は高く評価された一方で、言語面の難しさや活用方法に関する課題が指摘され、教材を効果的に運用するための支援の必要性が明らかとなった。

本分担研究の結果から、今後必要なことを述べる。今後のインドネシア送出機関における労働安全衛生教育には、①労働安全衛生の基礎的な知識を体系的に学べる標準的な教育内容の整備、②日本の現場に即した実践的要素の強化、③やさしい日本語や多言語対応による理解促進、④教師向けの研修や教材活用支援の充実、⑤短時間で継続的に学べる教材・仕組みの開発、が求められる。特に、③④については、インドネシアの送出機関には、日本語教育の文脈ですでに多くの安全衛生教育の素地があることに加え、試行的に実施した労働安全衛生講習のフィードバックからも日本語学習も兼ねた教材運用への期待が窺えた。日本語教育における実践的なコミュニケーション能力の育成という強みを活かしつつ、安全衛生教育においても同様に「現場で使える知識・行動」に焦点を当てた教育へと発展させていくことが、外国人材の安全確保と円滑な就労の実現に向けて重要である。

7. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

8. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

9. 引用文献

1）厚生労働省「職場のあんぜんサイト」（引用日：2026 年 4 月 27 日）
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/

巻末資料１　ヒアリング調査票

○　一般的な事項についての質問

【設問１】労働者が日本で働くための様々な在留資格がありますが、貴機関はどのような在留資格の取得を目指していますか。（複数回答可）

一の表（就労資格）
・外交
・公用
・教授
・芸術
・宗教
・報道
二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）
・高度専門職
・経営・管理
・法律・会計業務
・医療
・研究
・教育
・技術・人文知識・国際業務
・企業内転勤
・介護
・興行
・技能
・特定技能
・技能実習
三の表（非就労資格）
・文化活動
・短期滞在
四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）
・留学
・研修
・家族滞在

巻末資料１　ヒアリング調査票（続き）

五の表
・特定活動
入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格）
・永住者
・日本人の配偶者等
・永住者の配偶者等
・定住者

【設問２】貴機関において、最も多い送り出し国はどこですか。

【設問３】送り出し国から報告される労働災害の事故の型（※１）の上位３つについて教えてください。

※１　事故の型
・「墜落・転落」
・「転倒」
・「激突」
・「飛来・落下」
・「崩壊・倒壊」
・「激突され」
・「はさまれ・巻き込まれ」
・「切れ・こすれ」
・「踏み抜き」
・「おぼれ」
・「高温・低温物との接触」
・「有害物等との接触」
・「感電」
・「爆発」
・「破裂」
・「火災」
・「交通事故（道路）」
・「交通事故（その他）」
・「動作の反動・無理な動作」
・「その他」

巻末資料１　ヒアリング調査票（続き）

・「分類不能」
・「業務上疾病」（例えば，病原体による疾病，じん肺症及びじん肺合併症，化学物質による疾病，化学物質によるがん等）

【設問４】設問３で回答いただいた内容は，在留資格や職種、あるいは国によって違いがありますか。

【設問５】貴機関の安全衛生確保についての基本的な考え方を教えてください。例えば、外部機関にてある程度の労働安全衛生教育（※２）を受講する必要があると考えていますか。もしくは、貴機関において専門家による労働安全衛生教育を実施すべきと考えていますか。

※２　労働安全衛生教育
仕事中の健康と安全を教える教育．仕事をしている最中のケガの防止，病気の防止，例えば，働いている最中に機械に手を挟まれたり，有害なガスを吸引してしまったり，そういったことのないように教育を施すこと．

【設問６】ピクトグラム（※３）安全表示（安全標識）を教えていますか。

※３　ピクトグラム安全表示（安全標識）
例（https://www.kensaibou.or.jp/safety_sign/safety_sign.html）

一般警告標識

聴覚保護具を着用すること

巻末資料１　ヒアリング調査票（続き）

非常口（左側）

消火器

【設問７】実習生とコミュニケーションをとる上で使用している言語は何ですか。

【設問８】労働安全衛生教育，日本語教育以外で，身につけて欲しい知識等がありますか。

○　日本語教育についての質問

【設問１】教育プログラムの内容：日本語教育のカリキュラムはどのように構成していますか。具体的な教育内容と目標レベルを教えてください。

【設問２】教育期間と時間：日本語教育はどのくらいの期間、週にどれくらいの時間をかけて実施していますか。

【設問３】教育手法：どのような教育手法を採用していますか？（例: クラスルーム学習、オンライン学習、対話式学習など）

【設問４】教育の評価方法：学習の進捗と成果をどのように測定していますか。具体的な評価方法を教えてください。定期的なテスト、実践的なコミュニケーション評価など、どのようにして効果を測定していますか。

【設問５】教師の資格と経験：日本語教育を担当する教師の資格や経験はどのようなものですか。

巻末資料１　ヒアリング調査票（続き）

【設問６】言語の実用性 : 実際の職場で使われる日本語にどの程度対応していますか？また、専門用語の教育は行っていますか。

【設問７】教育に対する受講者の反応 : 受講者は日本語教育にどのように反応していますか。日本語教師から、受講者のモチベーションや困難について報告はありますか。

○　職場の安全や健康に関する教育（労働安全衛生教育）についての質問

【設問１】実際の職場の作業（職場の技術・スキル、資機材の使用方法等）と関連付けてでも結構ですので、職場の安全や健康に関する教育を実施していますか。

【設問２】教育プログラムの内容 : 労働者が日本での就労前に受ける労働安全衛生教育の具体的なカリキュラムは何ですか？どのようなトピックがカバーされていますか。もし、使用している教材があれば、それを提供又は購入させていただくことは可能でしょうか。

【設問３】教育の頻度と時間 : 教育はどの程度の頻度で、どれくらいの時間をかけて実施していますか。

【設問４】教育方法 : 使用されている教育手法（例: クラスルーム式、オンライン、実地訓練など）とその効果について教えてください。

【設問５】言語とコミュニケーション : 教育はどの言語で提供されますか？言語の壁を乗り越えるための特別な措置がありますか。

【設問６】評価とフィードバック : 教育の効果をどのように評価していますか？受講者からのフィードバックはどのように収集していますか。

【設問７】教育担当者の資格「労働安全衛生教育を担当する講師の資格や経験について教えてください。

【設問８】法的要件とコンプライアンス : 日本の法律や規制に基づいて特に強調されている安全衛生の項目はありますか。

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）

まんがでわかる
安全衛生と労災防止の基本

2020年3月発行

発行：厚生労働省

企画：みずほ情報総研株式会社
協力：労働安全衛生教材作成推進委員会
制作：株式会社サイドランチ

Belajar Dasar-dasar Kesehatan,
Keselamatan Kerja,
dan Pencegahan Kecelakaan Kerja Lewat Komik

Diterbitkan pada bulan Maret 2020

Diterbitkan oleh : Kementerian Kesehatan, Tenaga Kerja, dan Kesejahteraan

Direncanakan oleh : Mizuho Information & Research Institute, Inc.

Diawasi oleh : Komite Promosi Pembuatan Bahan Ajar Kesehatan dan Keselamatan Kerja

Asosiasi Pencegahan Kecelakaan Kerja Pusat

Dibuat oleh : Sideranch Inc.

あんぜん　えいせい　　ろうさい　ぼう　し　　き　ほん
安全衛生と労災防止の基本①＆②

Keselamatan Kerja, dan Pencegahan Kecelakaan Kerja Lewat Komik　1＆2

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

もくひょう
目標①

ろうどうあんぜんえいせい　なに
1. 労働安全衛生とは何かがわかります。

Peserta didik dapat memahami pengertian keselamatan dan kesehatan kerja.

てんとう　たいさく
2. 転倒しないための対策がわかります。

Peserta didik dapat menjelaskan tindakan pencegahan terhadap risiko terpeleset atau terjatuh.

しごと
仕事をしているときに

お　じこ　ろうどうさいがい　いっぱん　ろうさい　い
起こる事故は『労働災害』一般に『労災』と言います。

Kecelakaan yang terjadi Ketika sedand bekerja disebut “kecelakaan kerja”.

Kehilangan keseimbangan saat bekerja menggunakan tangga lipat dan terjatuh

Salah pijak di tangga ketika sedang mengangkat barang.

Terpeleset akibat lantai yang basah dan terjatuh.

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

ろうさい　ぎょうしゅ　ひと　お　かのうせい
労災は、どんな業種でも、すべての人に起こる可能性があります。

たいせつ　じぶん　からだ　まも　べんきょう
大切な自分の体を守るために、勉強しなければなりません。

ろうどう　たいせつ　あんぜん・けんこう　はたら
労働で大切なのは、安全・健康に働くことです。

ろうどうあんぜんえいせい　い　みじか　あんぜんえいせい　い
「労働安全衛生」と言います。短く「安全衛生」とも言います。

Kecelakaan kerja dapat terjadi pada semua orang tanpa memandang bidang kerjanya.
Demi melindungi tubuhmu yang berharga, kamu harus mempelajarinya dengan serius.
Hal yang penting dalam ketenagakerjaan adalah bekerja dengan aman dan sehat.
“Keselamatan dan Kesehatan kerja”. Biasanya disebut “K3”.

じぎょうしゃ　はたら　ひと　あんぜん　けんこう　はたら　しょくば
事業者は、働く人が安全で健康に働くことができる職場を

つくらなければなりません。

かいしゃ　はたら　ひと　あんぜん　けんこう　まも　ぎむ
会社は 働く人の安全や健康を 守る 義務があります。

Pengusaha perlu menyiapkan tempat kerja yang terjaminkeselamatan dan kesehatannya.

Perusahaan wajib melindungi keselamatan dan kesehatan pekerja.

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

けんこうしんだん
健康診断
Pemeriksaan kesehatan

かいしゃ　はい　まえ　けんこうしんだん
会社に入る前の健康診断と、

いちねん　いっかい　けんこうしんだん
一年に一回、健康診断があります。

Ada pemeriksaan Kesehatan sebelum bergabung dengan perusahaan dan pemeriksaan kesehatan yang dilakukan satu tahun sekali.

てんとう
転倒
Jatuh terguling

てんとう　おお
転倒は大けがにつながります。

Jatuh terguling dapat menyebabkan luka parah!

てんとう　ろうさい　いちばんおお
転倒は労災で一番多いです。

Kejadian yang paling banyak dalam kecelakaan kerja adalah jatuh terguling.

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

理解度チェック！
Cek Pemahaman!

どうすれば労災を防げますか。
Bagaimana caranya agardapat mencegah kecelakaan kerja?

☐ 現場の＿＿＿を守ります。　Mematuhi aturan di tempat kerja.

☐ ＿＿＿は正しく使います。　Menggunakan peralatan dengan benar.

☐ 「おかしい」と思ったらすぐに管理者に＿＿＿＿＿＿＿＿。
Segera lapor ke manajer jika merasa ada hal yang aneh.

理解度チェック！
Cek Pemahaman!

4S（整理・整頓・清掃・清潔）
[Seiri (Ringkas), Seiton (Rapi),Seiketsu (Rawat), Seiso (Resik)]

☐ 歩くところに物を＿＿＿＿＿＿＿。
Tidak membiarkan barang tergeletak di tempat berjalan.

☐ 床を＿＿＿＿＿にします。
Membersihkan kotoran di lantai.

☐ 床の＿＿＿＿＿ところをなくします。
Menghilangkan bentuk yang tidak rata dan perbedaan ketinggian pada lantai.

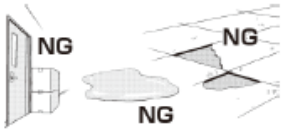

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

転倒しにくい作業方法

Cara kerja yang tidak mudah jatuh terguling

理解度チェック！

Cek Pemahaman!

- ☐ 時間に＿＿＿＿＿ように行動します。
  Bertindak dengan memiliki waktu yang cukup.
- ☐ すべりやすいところは、＿＿＿＿＿歩きます。
  Berjalan perlahan di tempat yang licin.
- ☐ ＿＿＿＿ところは歩きません。
  Tidak berjalan di tempat yang tidak terlihat tempat berpijaknya.

ふりかえり①　Refleksi Pembelajaran①

1. 労働安全衛生とは何かがわかります。☆☆☆
   Peserta didik dapat memahami pengertian keselamatan dan kesehatan kerja.
2. 転倒しないための対策がわかります。☆☆☆
   Peserta didik dapat menjelaskan tindakan pencegahan terhadap risiko terpeleset atau terjatuh.

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

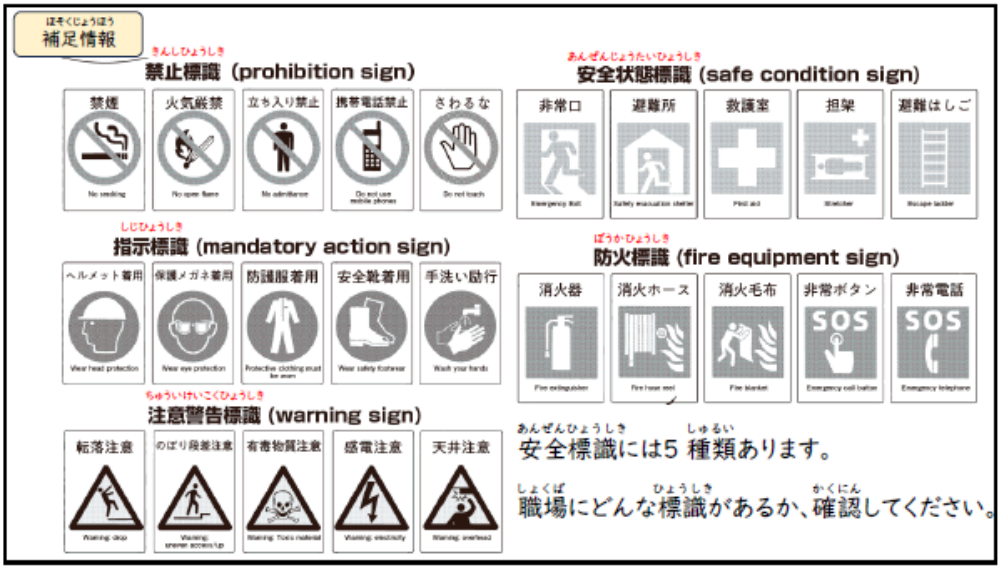

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

もくひょう
目標②

1. 転落(てんらく)しないための対策(たいさく)がわかります。
Peserta didik dapat memahami tindakan pencegahan agar tidak terjatuh dari ketinggian.

2. 腰痛(ようつう)にならないための対策(たいさく)がわかります。
Peserta didik dapat memahami tindakan pencegahan agar tidak mengalami sakit punggung.

3. 4Sとは何(なに)かがわかります。
Peserta didik dapat memahami apa itu 4S.

てんらく
転落
Jatuh dari ketinggian

はしごや脚立(きゃたつ)などを使(つか)った高所作業(こうしょさぎょう)（高(たか)い場所(ばしょ)の仕事(しごと)）は
とても危険(きけん)（あぶない）です！
Ada banyak bahaya dalam pekerjaan di ketinggian yang menggunakan tangga lipat!

はしご　tangga

きゃたつ
脚立　tangga lipat

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

はしごで起こりやすい労災例

Contoh kecelakaan kerja yang mudah terjadi akibat tangga

はしごの上でバランスを崩します。

はしごが倒れます。

のぼったり、おりたりするときに、すべります。

Kehilangan keseimbangan di atas tangga.

Tangganya terjatuh.

Tangan atau kaki selip ketika naik atau turun tangga.

安全に使うためのポイント

Poin penting untuk penggunaan yang aman

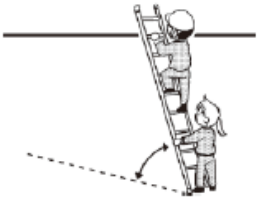

もっと安全な作業方法を考えてください。

Mari pikirkan apakah terdapat cara kerja yang lebih aman.

しっかり固定してください。ほかの人に手伝ってもらってください。

Tangganya dibuat kokoh atau meminta seseorang untuk memegangi tangganya.

すべらないくつをはいてください。手ぶくろをしてください。

Kenakan sepatu atau sarung tangan yang tidak licin.

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

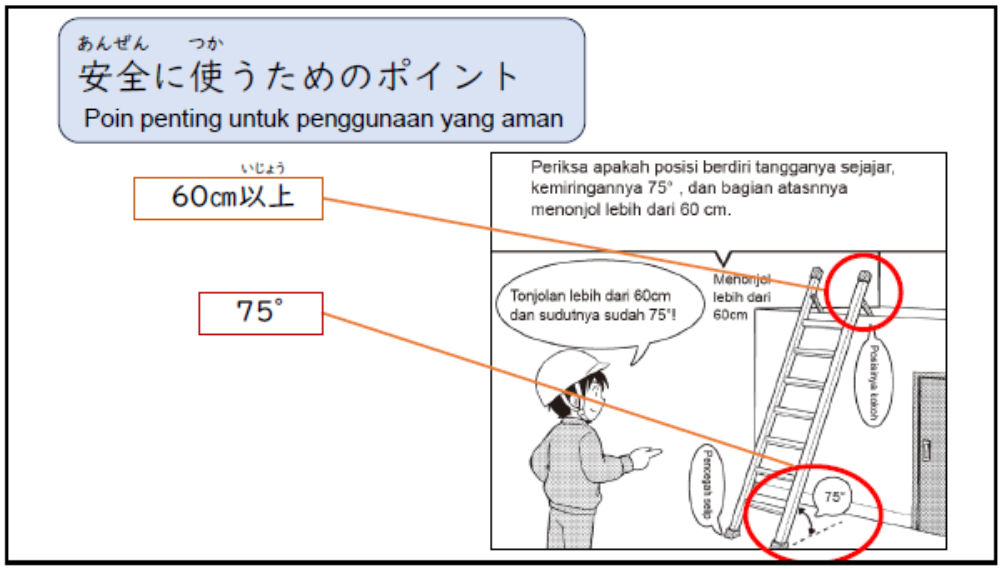

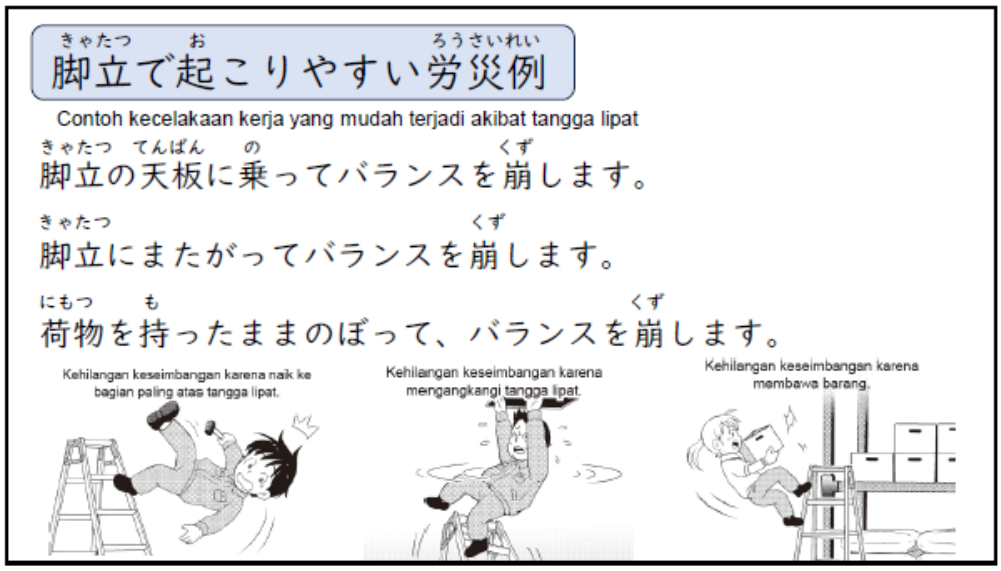

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

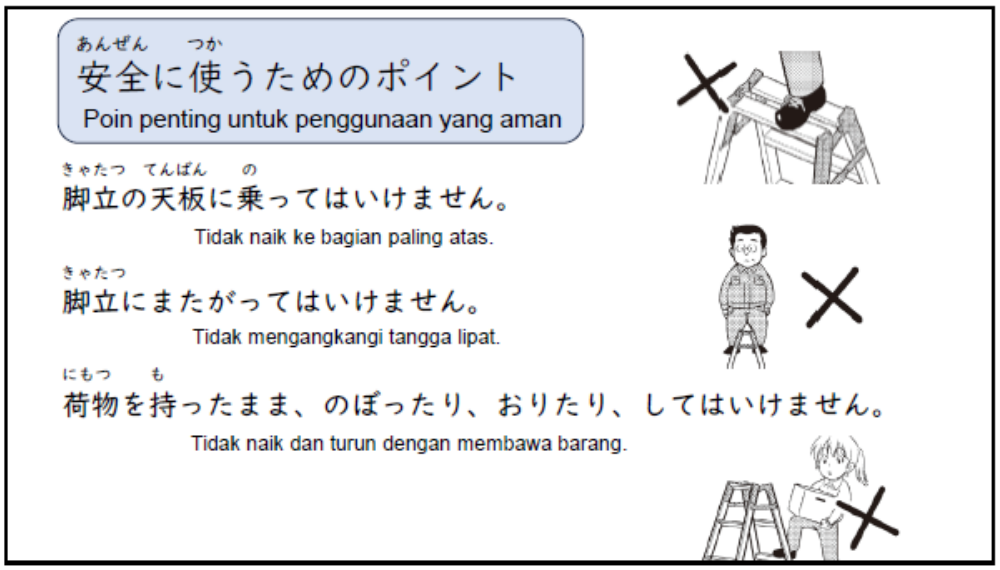

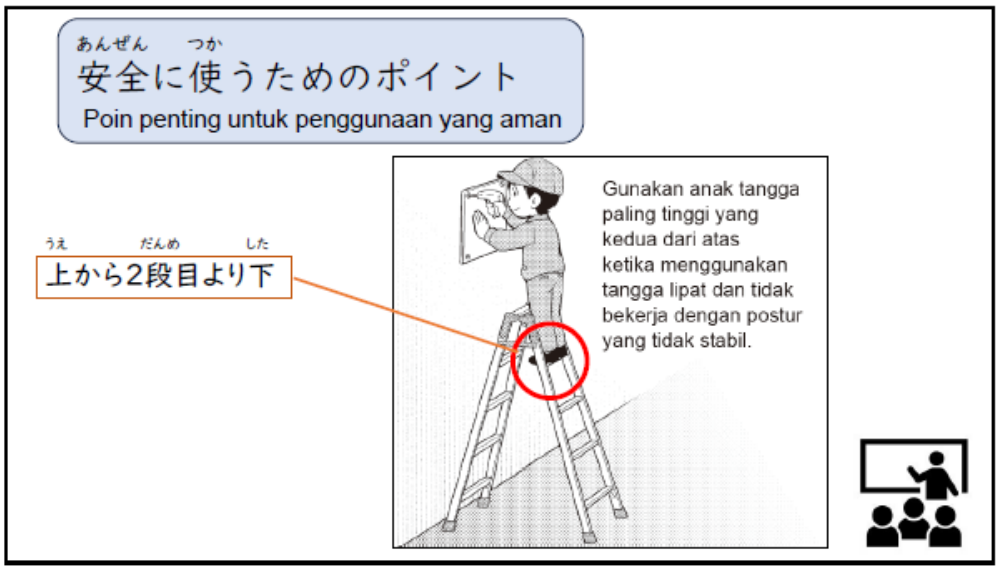

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

頭を守るために、いつもヘルメットをかぶるといいです。

Ada baiknya juga untuk membiasakan mengenakan helm agar dapat melindungi kepala.

【安全に使うための4つのポイント】

1. あごのひもは、きちんと、しめてください。　Pasang dan kencangkan tali dagu

2. まっすぐ、かぶってください。 Kenakan dengan posisi tidak miring

3. こわれたものは、使わないでください。 Tidak menggunakan helm yang sudah rusak

4. 耐用年数（使うことができる年数）を守ってください。 Patuhi masa pakai helm

腰痛

Sakit pinggang

腰痛になると、長く続くことがあります。

重いものは、台車やコンテナを使ったほうがいいです。

ストレッチをして予防することも大切です。

Sakit pinggang dapat menjadi kronis sehingga perlu membiasakan untuk memperhatikannya.

Lebih baik menggunakan troli atau kontainer Ketika membawa barang yang berat.

Penting juga melakukan pencegahan dengan membiasakan melakukan peregangan!

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

正しい方法でやってみましょう。 Mari kita menonton video sambil mencatat.

理解度チェック！
Cek Pemahaman!

Postur saat mengangkat	Posisi barang	Cara menggunakan tubuh
SALAH Mengangkat dengan kekuatan pinggang tanpa menekuk lutut.	SALAH Posisi barang jauh dari tubuh.	SALAH Memindahkan barang hanya dengan menggerakkan tubuh bagian atas.
Poin penting dalam penanggulangan	Poin penting dalam penanggulangan	Poin penting dalam penanggulangan
Luruskan lutut dari postur ini agar mengangkat dengan kekuatan kaki atau lutut.	Usahakan agar barang sedekat mungkin dengan tubuh dan rendahkan titik berat tubuh.	Ubah arah menghadap tubuh agar tidak memelintir pinggang.

4S

４Ｓは安全で働きやすい職場をつくるために、すぐにできることから始める活動のことです。

4S adalah kegiatan yang bertujuan untuk menciptakan tempat kerja yang aman dan nyaman, dimulai dari hal-hal yang berada di sekitar pekerja.

整理：いらないものは、すててください。
Buang barang yang tidak perlu.

整頓：いるものは、きれいにかたづけてください。
Rapikan dan simpan barang yang diperlukan.

清掃：職場は、きれいにそうじしてください。
Bersihkan tempat kerja.

清潔：職場も、働く人も、きれいにしてください。
Menjaga tempat kerja dan orang yang bekerja dalam keadaan bersih.

巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き

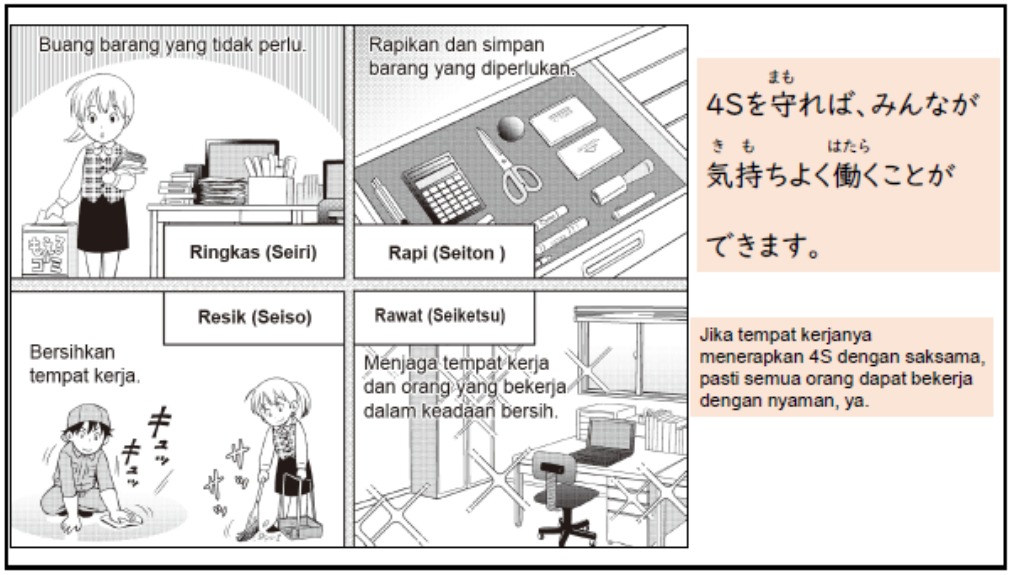

ふりかえり②　　Refleksi Pembelajaran②

1. 転落しないための対策がわかります。☆☆☆
Peserta didik dapat memahami tindakan pencegahan agar tidak terjatuh dari ketinggian.

2. 腰痛にならないための対策がわかります。☆☆☆
Peserta didik dapat memahami tindakan pencegahan agar tidak mengalami sakit punggung.

3. 4Sとは何かがわかります。☆☆☆
Peserta didik dapat memahami apa itu 4S.
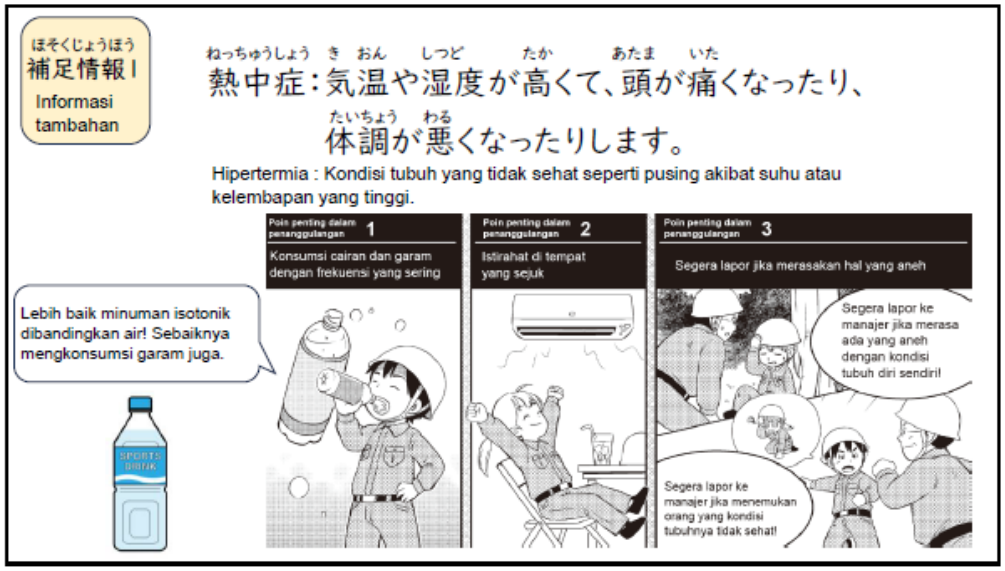
巻末資料２　労働安全衛生講習の試行的実施における使用教材（インドネシア語訳）続き